配布:一般

2015年2月12日

第 69 会期

議事日程議題 68 (b)

2014年12月18日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書に基づく (A/69/488/Add.2 and Corr.1)]

69/170. 国際アルビニズム啓発デー

総会は、

アルビニズムの人に対する攻撃や差別に関する 2013 年 6 月 13 日の $23/13^1$ 、アルビニズムの人に対する攻撃の防止のための技術協力に関する 2013 年 9 月 27 日の $24/33^2$ そして国際アルビニズム啓発デーに関する 2014 年 6 月 26 日の $26/10^3$ の人権理事会諸決議を想起し、

国際連合人権高等弁務官事務所より第24会期の人権理事会に対して提出されたアルビニズムの人に関する暫定報告書4に留意し、

アルビニズムの人に対する攻撃や差別の防止に関する 2013 年 11 月 5 日の人および人民の権利 に関するアフリカ委員会決議 263 もまた留意し、

女性および子どもを含む、アルビニズムの人に対する攻撃、それはしばしば刑事責任の免除を 伴って犯される、に懸念を表明し、

¹ 総会公式記録、第 68 会期、補遺 No.53 (A/68/53)、第 V 章、A 節 参照。

² 前掲書、*補遺 No.53* (A/68/53/Add.1)、第Ⅲ章。

³ 前掲書、第69 会期、補遺 No.53 (A/69/53)、第V章、A 節。

⁴ A/HRC/24/57.

アルビニズムの人に対するあらゆる形態の暴力および差別を排除する国家による取組を歓迎 し、

国際連合人権高等弁務官および子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表の活動を含む、アルビニズムの人の人権状況に関する国際的な注意が増加したこともまた歓迎し、

加盟国に対し、生活、尊厳および安全に対するアルビニズムの人の権利並びに拷問および残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の対象とならないという彼らの権利を保護しまた守るための取組を続けること、そしてアルビニズムの人が雇用、教育、司法および到達し得る最高水準の健康の享受に対する平等なアクセスを確保するための取組を続けることを奨励し、

国際社会にとっての優先問題として、経済的、社会的および文化的権利を含むあらゆる人権の 促進および保護を高める是非ともしなければならない必要性を強調し、

世界の多くの部分において、アルビニズムの人の人権状況の啓発は、限定されたままであることに留意し、そしてアルビニズムの人に対する世界的な差別や汚名に対して闘うためにアルビニズムの啓発を増やすことと理解することの重要性を認識し、

国際アルビニズム啓発デーとしての6月13日の市民社会関係者による祝賀を歓迎し、

総会が6月13日を国際アルビニズム啓発デーと宣言した人権理事会決議26/10における同理事会による勧告に留意し、

国際年の宣言に関する 1998 年 12 月 15 日の 53/199 と 2006 年 12 月 20 日の 61/185 の総会諸決議、並びに国際年と記念祭に関する 1980 年 7 月 25 日の経済社会理事会決議 1980/67 を想起し、

- 1.2015年から効力を有する、国際アルビニズム啓発デーとして6月13日を宣言することを決定する。
 - 2. 全ての加盟国、国際連合システムの組織および他の国際的なまた地域的な機構、並びに非

政府組織と個人を含む市民社会に対し、適切なやり方で国際アルビニズム啓発デーを祝うことを招請する。

- 3. 加盟国に対し、アルビニズムの人の人権状況の啓発およびアルビニズムの理解を増すための取組を含む、アルビニズムの人の人権を促進しまた保護するために講じられた活動に関する情報を国際連合人権高等弁務官に提供することを招請する。
- 4. 人権条約機関および人権理事会の特別手続に対して、その各々の職務権限の範囲内で、アルビニズムの人の状況に対し注意を払い続けることを招請する。
- 5. アルビニズムの人の権利の啓発を高めまた保護を促進するために講じられて活動について 人権理事会の第29会期に通知するという高等弁務官に対する要請を想起する。
- 6. 事務総長に対し、全ての加盟国および国際連合機関の注意を本決議に喚起することを要請する。

第73回本会議 2014年12月18日